

## 特用林産物の出荷制限指示について ＜野生きのこ：気仙沼市・南三陸町＞

令和2年12月25日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項の規定に基づき，原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から宮城県に対し，気仙沼市及び南三陸町における野生きのこの出荷制限が指示されました。

今回の指示に基づき，気仙沼市及び南三陸町並びに市場等流通関係者に対し，野生きのこの出荷を行わないよう改めて要請しました。

なお，県では，基準値を超える特用林産物が流通しないよう，引き続き出荷前の検査を徹底してまいります。

### 【基準値を超過した野生きのこの検査結果】

単位：ベクレル/kg，放射性セシウム合算値

市町村	品目	採取年月日	検査年月日	公表年月日	測定値	基準値	検査機関
気仙沼市	野生きのこ (コウホ)	R2年11月2日	R2年11月9日	R2年11月9日	980	100	エヌエス環境 株式会社
南三陸町	野生きのこ (コウホ:乾燥)	R2年11月10日	R2年12月10日	R2年12月10日	580	100	エヌエス環境 株式会社

注1) 気仙沼市に対しては，R2.11.9に出荷自粛を要請しています。

注2) 南三陸町に対しては，R2.12.10に出荷自粛を要請しています。